

新潟県外部監査契約を締結しようとする相手方の資格を証する書面等の閲覧に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月27日

新潟県知事 花 角 英 世

新潟県規則第23号

新潟県外部監査契約を締結しようとする相手方の資格を証する書面等の閲覧に関する規則の一部を改正する規則

新潟県外部監査契約を締結しようとする相手方の資格を証する書面等の閲覧に関する規則（平成11年新潟県規則第38号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(閲覧場所)</p> <p>第3条 資格書面を一般の閲覧に供する場所（以下「閲覧場所」という。）は、<u>監査委員事務局とする。</u></p> <p>（個別外部監査契約を締結しようとする相手方の資格を証する書面等の閲覧への資格書面の閲覧に関する規定の準用）</p> <p>第8条 第2条から前条までの規定は、政令第174条の49の33第2項（政令第174条の49の38第1項、第174条の49の39第1項、第174条の49の40第1項及び第174条の49の42第1項において準用する場合を含む。）に規定する閲覧について準用する。この場合において、<u>第3条中「監査委員事務局」とあるのは「知事が指定する場所」と、第4条第1項中「包括外部監査契約の期間」とあるのは「個別外部監査契約の期間」と読み替えるものとする。</u></p>	<p>(閲覧場所)</p> <p>第3条 資格書面を一般の閲覧に供する場所（以下「閲覧場所」という。）は、<u>知事政策局政策評価室内に設ける。</u></p> <p>（個別外部監査契約を締結しようとする相手方の資格を証する書面等の閲覧への資格書面の閲覧に関する規定の準用）</p> <p>第8条 第2条から前条までの規定は、政令第174条の49の33第2項（政令第174条の49の38第1項、第174条の49の39第1項、第174条の49の40第1項及び第174条の49の42第1項において準用する場合を含む。）に規定する閲覧について準用する。この場合において、第4条第1項中「包括外部監査契約の期間」とあるのは、<u>「個別外部監査契約の期間」と読み替えるものとする。</u></p>

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。